



懷舊記事

二

伊 5  
745  
2



伊弉門  
745  
2

懷舊記事第二卷

含雪居士口述

秋月新太郎筆記



是月十五日君公ハ直書を下して止戦講和の不得已  
と出づること且後來益尊 王の大義を貫徹せんと  
するの旨を諭告せらる其文は曰く

今度京師變動ありより尊 王の微志ハ却て朝  
敵の姿とふり攘夷も一己の攘夷とふり尊靈へ對  
し奉りて恐懼限りふく左まは是迄覺悟せし事ふ  
まども此際ハ當り二州の人民盡き果るまで掃攘  
せしむるハ實ハ遺憾の至りふり依て今和を講む

懷舊記事

卷之二

るハ外患を緩めて、再び尊王の大義を天下に貫徹せんと欲する所以なり、汝等此深意を熟考し、愈々謹慎勉勵し、父子の指揮に随ひ、進退肝要に候也、又同月晦を以て左の直書を下さきとす

今般追討軍勢被差向候由相聞え候、其節に至りてハ誠意恭順を盡し、條理明白に可及、辨解候、不得已若し致亂入候節ハ多年の微衷不愧天地、死を以て奉酬鴻恩のみ、此旨深く相心得、於遂奉公に、可爲本懷候也

然るに萩に於てハ俗論紛起し、政府の意向并に予輩の所爲に不満を抱き、正議の士を箝制せんと謀まり、元來萩の士族ハ數年來有志の尊攘に従事するを見

て甚ど心は快しとせ、其守舊を喜び、進取を憎むの念慮ハ日々に増長し、動もすまハ機に乗ら有志の士を退けんと計畫せしこと一日の故、非を然るに京師の敗報と馬關の講和とを以て乗をべき機會ふりとし、同臭一味黨與して清光寺に屯集し、或ハ兩公に拜謁し、或ハ岩國侯吉川に依頼し、幕府に向て寛典の處分を乞ふ可しとて朋黨比周して其論を主張して曰く、今の政府ハ防長を壞亂するの逆賊なり、曰く、今の政府ハ其組織を改革せざる可からばと云々、加ふるに益田福原國司の三大夫が京師の敗後皆謹慎して萩に閉居したるより俗論黨益其勢を得るに至れり、於是諸隊ハ書を政府に上り、大に痛議をべし

と決し予は九月六日を以て福田侯平時山直八藤村  
太郎等と俱に建白書を持して山口に赴けり其書小  
曰く

御國家御危急の期に至り、今更申上候迄も無御坐、  
既に去月晦日被仰出候御直書附之旨、孰も奉感服  
候、當節に至り候ては、賊徒日境に相迫り候様子、  
追々傳承仕候、就ては御直書附之旨、死力を盡し相  
守り候、臣子の分、素より申迄も無御坐候、外は虚  
弱を御示し、内の益、御充實、整肅として御待の外、  
御良策有御坐間敷奉存候、然る處思召も可被為在  
儀、は候得とも、廟堂御一新被遊候御様子、何とも  
奉恐入候得とも、孰も迷惑仕候、廟堂御一新、則

ち乍恐君意被遊、御動搖儀、は有御坐間敷候哉、  
奉伺候、此餘御良策も可有御坐候得とも、此危難は  
立至り、右様の儀、不堪痛憤悲泣之至、先般止戰講和  
の儀、は付ては、御兩國中、不及申、天下の有志、一旦  
方向を相失ひ罷在候處、前斷御直書附被仰出候、  
付ては、君意御確定の所、乍恐奉伺、一統奉感喜、益、勉  
勵罷在候處、此際、は當り、御一新被遊候ては、尚更人  
心沸騰、有志途を失ひ申候、假令御深謀可被為在候  
とも、御國是、は相拘候儀、は有御坐間敷やと、悲泣  
之餘、不顧忌諱、區々の微衷、建白仕候、誠惶誠恐、謹言  
九月

奇兵隊中

然もとも政府は既に俗論黨の迫る所とふるを以

て諸隊の建言を採用をること能わざる如く予輩  
ハ尚山口に留り八日及び十二日に於て更ニ建白す  
る所あり其八日の書に曰く  
不顧賤陋奉申上候先般京師變動後ハ偏ニ御恭順  
を以て御誠意被為貫との御事ニ付てハ乍恐奉體  
其旨候者種々有之候處就中御恭順と有之候ハ御  
家來中の素より下々末々に至る迄偏ニ恐懼罷在  
諸藩襲來の御手當向等も器械運送ハ不及申諸所  
出張屯集ふと有之候てハ第一被為對。天子御恭  
順の筋を缺き且つ御誠意天下に貫徹難仕との事  
一切難解其意儀に有之候元來先般京師騷擾に付  
てハ日本國中誰一人として恐懼不仕者ハ無之然

るに其由て起る所ハ去年八月奸賊壅蔽矯。叡慮  
欺天下候よりの事にて此往日月地に墜ざる限り  
ハ為神州何所までも奸賊を斬除不仕てハ不相叶  
候處如何にも禁闕の下擾亂之儀恐懼に不被為堪  
既ニ三大夫以下嚴重に慎み被仰付。天幕へ其段  
被仰立只管御恭順を御盡し被為在候事ニ御坐候  
左様候て尚襲來仕候事實以て不條理の儀決て  
聖天子の叡慮に不被為在ハ不言して分明の事ニ  
御坐候就てハ奸賊防禦の為め夫々出張屯集等仕  
り武門の恥辱を不請候様覺悟仕候て被為對  
天子御恭順の筋相缺キ候儀ハ斷て無之候右様條  
理分明に有之内兇賊を除候以後夷狄を制すべき

を天下へ御示し被為成防長二州の必死を以て上  
不違 神明下不愧億兆偏誠の一字を以て千載  
の下は御懸け被為遊候事天下は貫徹難仕とい實  
以て難解其意曖昧糝糊よて姿計り誠意を見せ懸  
け區々一二藩を頼み合せ奸賊の心を慰諭せんと  
欲するは過ぎざるのみ然る處説者猶曰く萬一も  
賊兵闌入候は臣子の分一人よても決して吾土を  
犯させ候ては不相濟其節は必死決戦勿論の事よ  
て兼々力を養ひ置候は何時も手配可相成前々  
より處々方々へ出張屯集かどよい及び不申且右  
様鎮静は罷在り恭順を盡し候も御誠意天下を  
感格し決して襲來致候者は有之間敷との事更は其

要領を不得事は有之候何とふまは賊兵既は闌入  
の期は至り御家來中一統悉く才力兼備仕り居り  
候ども數十里を懸隔て俄は膺懲の御手配相調候  
事は逆も不相叶假令相叶候様は十分に御國政相  
届候は兼て出張屯集候とも決して粗暴の儀は不  
仕況や奉對 天子奉對 吾公御恭順の思食を奉  
體せざるものあらんや況や兇賊既は乍恐 主上  
をさへ不奉憚程の事は有之寧ろ能く一點の大義  
を顧み候もん哉亦何ぞ露程の惻隱の心有之べき  
や然るは猶昨來年引續き 御兩殿様不容易御勤  
勞被遊千縷萬端御心を被為碎候得とも種々様々  
奸慮を凝し終は今日の如きは差迫り候折柄豈能

く一朝も反然其心を改め可申や唯其笑を請候而  
已も可有之候假令他の一二藩御誠意も感佩仕り  
氣付筋を申立候とも馬耳の風よりも甚敷候左候  
て吾藩の現場挫摧の姿も相成候はゞ隨て各藩も  
自然俗論沸騰し畏縮因循罷在偏も奸賊の願使も  
隨ひ候様相成候は必然の事ふて天下を感格り思  
ひも寄らば却て天下を迷亂仕り是所謂姑息誤國  
の俗論と申者も有之候此上の乍恐御兩殿様非  
常の御英斷被為遊二州を擧て御籠城と御覺悟被  
為極兼て被仰出候天朝への御忠節幕府への御  
信義御祖宗様へ御孝道一誠萬古を御貫き被為遊  
候て御末家様始め御國中一統も夫々防禦の手段

肝要の儀嚴然被仰付實備速に相調ひ來らざるを  
不恃待つあるを恃み人心の方向屹度相定り候様  
被仰付度奉存候時機日々に切迫を優柔不斷に敵  
謀を長し候事遺憾如山實以て臣子の情安堵の思  
を為さむ候事候間不得止鄙言奉申上候干冒  
大威伏て奉待死罪候誠恐誠惶頓首再拜白

甲子九月

奇兵隊中

膺懲隊中

集義隊中

野村靖之助

其十二日の書は曰く

一定不拔の御國是固より御變革に被為在間敷

候へども猶以御擴充肝要と奉存候間、又々鄙言申上候、斯る切迫の御時節、御内政何歟と多端に相互り不申、簡易に御處置肝要と奉存候、昨日建白仕候通り、四面の大敵と申ふから、左程御苦慮被遊候儀、有御坐間敷、却て御不幸中の幸と奉存候、乍恐甲洞春公以來の御勤、王尚又先年來、皇朝復古の儀に付、被為對王家別て御勤勞、仰て不恥天俯て不愧地の儀と奉存候、奸賊當要路、暫く蔽塞仕候得ども、去月晦日被仰出候御直書附の通り、萬端御處置被遊候へば、御開運不遠に必然の儀に御坐候、縱令大舉襲來仕候とも、乍恐御畏縮無之様、肝要に奉存候、楠公赤阪城のこめしも有之、遠來の賊徒

を御制し被遊候より、外虚弱にして内充實、逸を以て勞を待ち、虚々實々變化萬態の御戰畧を以て、偏に御持久の御策、肝要に奉存候、當今天下を擧て愚考仕候に、奉對御兩國挾私怨候諸侯に、大にして薩會、小にして藝倉、其他に無據奉命襲來仕候とも、其眞實戰ひ候心底に無之に、偏に御兩殿様の御正義、海内に充滿し、人心感服仕候儀と奉存候、彼薩會と申候ても、懸軍萬里、兵糧器械の運送、其他百物自國より取る事、不便利の儀に付、自然と物價高直、人心沸騰仕り候儀に、必然の儀に奉存候間、御内政少しも御變革無之、御恭順外虚弱を御示し、内不可當の實をふし、御持久被遊候へば、曠日彌久、不堪疲弊



自然と困屈仕候間、其節に至り變化百出の御戦畧被遊候へむ、洞春公之御鴻業、目の前と奉考候處、道路の言を傳承仕候は、數百年來の御鴻恩を戴ふがら、削土地乞降ふどの流言、實以て御國內の大敵と奉存候、其故の唯今寸地尺土とりとも相譲り候模様有之候時、御兩國の不及申、如何計歟御難題は立至候も難計、不堪悲泣之至、御内政確乎不拔の御戦備、片時も御因循無之様、御急務と奉存候、諺は所謂油斷大敵と申を如く、一日御猶豫被遊候へば、一日の士氣相弛、實以て安危存亡は相拘り申候、箇様再三申上候も奉恐入候へども、何も御急務と奉存候間、不顧忌諱、建白奉懇願候、誠恐誠惶謹言、

九月

奇兵隊中  
膺懲隊中  
集義隊中  
御楯隊中

諸隊の山口政府の形勢の危急なるを聞き、奇兵膺懲集義諸隊より各兵若干を氷上より出、陰然政府の保護を為せり、予輩の更は野村其他同志の士は謀り、兩公は拜謁陳辨し、又は岩國侯は事情を縷述して大義名分を論じ、遂は岩國の執政有福新介等と爭論、數時及べり、新介も巧小雄辨を揮ひて時事を論議し、其説く所は予輩と意見を同くするが如く、ふれども其結局は至きは頗る歸著を異にして、決して予輩の説

を納るゝは非は、其言論を紆餘曲折よりて予輩を籠絡せんと欲するは過ぎざりしあり、此間政府より立つ所の同志の奔走周旋を力め、れども俗論已は其氣燄を逞くし、毫も效驗を見ざるを以て予の慨嘆は堪へずして、尋て三田尻より歸り、猶人を山口より出、政府の動靜を伺む。

初め京師の變未だ起らざるは當りてや、世子君は三條公、其他四卿と海路上京の船に搭せられしが、多度津に至りて京師の變報を聞き、皆途より西に還られしなり。時は野村靖之助の條公に從ひて此行に隨ひたるが公は説て曰く、今京師の敗報防長に達せば、俗論の沸騰する知るべきなり。是時は當り西に還せらるゝ。

も甚だ不得策ふりしに、寧ろ備前因州の間は依り義舉を圖るは如くは、條公聽りて曰く、已に小長門世子と約したる事あるは必む長州に還るべし、野村の言聽りまざるを以て途上より暇を請ひ、因備に入りて説くは、勤王の事を以てせんと試みざるは二藩も亦議論頗る雜擾、遂は志を得る能はば有志者の嚮導は頼りて漸く京師に出づるを得たり、因て會薩の巨魁を刺して死せんと企てざるも亦果さば乃ち飛脚の装を為し、歸國の途に就き、八月中旬上之關に達し、馬關の戦況と講和の模様とを聞き、遂は山口に入り、謁を君公に乞ひ、京師の動靜并は人心の嚮背を、所を陳し、國是を挽回せんことを述べざるは公唯熟

慮すべしと答へらまざるのみ、後數日野村ハ左の書を裁して之を上りたり

不顧忌諱奉申上候、皇國の御大事、御國の存亡、實以て今日より危きいかし、御國は一毫半釐も動揺仕候て、他日さとい俊才卓識の士幾十人も有之候とも、如何ともすべからざるに至り候ハ必然の事にて、此間名義千載は御立貫き、利害當世を御見透し被為在、確乎不拔の御國是、屹度相立不申てハ不相叶と奉存候、元來尊攘の儀、天下萬世不可止事、素よりの儀にて、殊は御兩殿様、一入御誠意を被為込、偏へは睿慮御遵奉、外夷御掃攘被為遊、去年八月十八日京師變動の後ハ、更は一層の御誠

意を以て、追々御歎願被為遊候へども、奸賊滿朝、未と御誠意貫徹難仕候處、上ハ有栖川宮を始め奉り、下の草莽の士に至る迄、偏は御國を以て全く神州の正氣と奉仰、隨て進退舉動仕候處、先般天王山一擧は付て、既は天幕へも御届被仰立仕儀分明、露不ども天地は御背き被為在候儀ハ、無之候處、奸賊此機は乗じ、是迄の御誠意をも取挫ぎ、正氣も根を斷むと欲し候折柄は、毫釐も御國是變轉の儀有之候て、乍恐從來天朝へ御建白被為遊候も、全く及古同様と相成り、有栖川宮を始め奉り、下草莽の士は御對し被為遊、如何御答可被遊哉、且他日萬一も他より雲霧を斬拂ひ候後ハ、何様の御口上

を以て御挨拶可被遊哉、況や千歳の後青史の表に  
相顯き、御門閥旁、御神靈様へ被為對、恐懼の至に  
奉存候、此段幾重にも御熟考被為遊候て、名義千歳  
に御立貫き不被遊候て、不相叶奉存候、然る處、今  
般征討の名を以て諸藩襲來の儀に付て、種々の  
議論も有之由に御座候へども、既に名義千載に御  
立貫き被為遊候思召に御坐候とも、安危存亡を素  
より度外の事と奉存候、暫く其強弱を論候へば、た  
とひ敵賊強悍、食足り兵足り候とも、數百里の遠に  
大軍を懸け、日々千金の費を空く、我に直彼の曲  
逸を以て勞を待ち、安に居て危を討ち、我に天險の  
地に在り、彼の反之、況や彼の人心も、我に服屬し、我

の米鹽に彼の仰ぐ所、數月を不待して人心自ら我  
に歸し、賊兵自ら離散可仕に、目中の事は御座候、萬  
一も吾藩畏縮挫折の形、少くも相顯れ候様と  
て、賊膽益張り士氣彌衰へ、諸藩の内は正義と見  
込候も、俗論沸騰仕り、飄て賊軍と相成り、如何様順  
序を立て申聞候とて、奸賊決て一點惻隱の心を生  
じ候事、思ひもよらば、不戦して屈む、全く敵の術  
中に陥り、活路を求めて死地を取り、死地に入て活路  
を得候に、此間の勢と奉存候、此段篤と御熟考被  
為遊利害當世を御見透し、被為遊度奉存候、頃日風  
うに奉承候へば、賊兵襲來候とも、偏に御恭順を以  
て御取扱被仰付、如何様難題申掛候とも、否や、不

被仰出との御様子有之候由、素より一片の御誠意より出候事、悲泣の至り、不堪候へども、乍恐千歳の大義、御見込違ひ被為遊候様奉存候、不然バ御國の利害に涉り、一時權謀を以て御處置被為遊候御事、候も、是又乍恐御見込違ひと奉存候、前條申上候通り、此間、當り候て、實以て無他道奉存候、萬一も右様、思召し定め被為在候て、獨り奸賊の笑を受け候のみならず、天下正義の輩も、偏に御國の爲に賣られ候と奉恨候事、相成、眞實一點の活路も無之、且千歳の汚名を取り、何とも奉恐入候、況や頃日削地乞降の説、専ら相唱へ候者も有之候由、鄙野の見識、全く畏縮の心を抱き、國家君父

を不義不忠に陥いさ候こと、王倫秦檜のめくも不少候、往昔關ヶ原御一戰の節、御籠城を奉勸候者、何きも五十以上の老人にて、被遂御一戰候様奉勸候者、少年血氣、有之候由、往昔の老人當節、罷在候も、今日果していづきを奉勸候歟、御熟考被為在候て、確乎不拔の御國是、速に御一決被為遊、防禦の御手組肝要と奉存候、卑賤の私奉恐入候へども、殊に奉蒙寵命、且過日於御小坐敷拜謁被仰付候節、委細奉陳述、御熟考可被為遊との御事被仰聞候折柄、賊兵既、四境に塞り候て、今日未だ方向も不相立候次第、黙々罷在候て、不相濟、不顧忌諱、奉建白候、僭越の罪、萬所不免、奉待斧鉞の時候、誠恐

誠惶昧死再拜

野村靖之助

然るに其後形勢日小危急なるを以て野村の憤激は堪へば九月十三日更に書を政府に呈し國是挽回の實效を見ざれば此座を退くとまで断言し飲食を絶つこと一晝夜其文は曰く

罪餘の賤臣飄て莫大の寵遇を奉蒙未能以身殉國因循今日に至り御國難累卵の危は相迫り實以て身家の所措を知らば恐懼倉皇の至は不堪奉存候然る處先日來俗論沸騰政府御一新の御模様奉伺追々建言等仕候處御國是の儀は更は御動搖不被爲在候に付ては建言仕り候儀御採用も可

相成との御事被仰聞深く奉感銘此上は正邪の辨速に相立候様奉願日夜企望罷在候然る處御實行今日に至り未だ一事の驗は無く時々罷出奉伺候へども更は其要領を奉拜承候事も不相成夜は日と移り日一夜と移り大敵四塞の折柄萬機留滞仕り居り坐あから滅し立あから亡び天地は捨られ鬼神は恨まれ候て千秋の汚辱を請け候様は相成候事忠臣義士の痛哭流涕は不堪所は有之候伏て惟るは自古是を是として不能舉非を非として不能退は正氣磨滅の基は有之此間正邪曲直分明は御決著被為遊偏は御雄斷を以て屹度御處置被為在君上をして千秋の汚辱を取らせんとせし井

原主水兼重淳助輩を、速に嚴譴被仰付、其餘俗論に阿黨せしものども、夫々罪科被仰付、純正無二の前田孫右衛門其外を、速に被召出、御委任被仰付候に、獨り御國の幸のみからば、實に神州の幸よくて、乍恐天朝への御忠節、幕府への御信義、御祖宗様の御孝道、彌以て御誠意千歳に貫通仕、永く宗社の御大福と、懇願の至に不堪奉存候、卑賤の小臣、切りに國家の大事を議候事、其罪素より不輕、自今以後米鹽を絶し、謹て奉待嚴譴候、臣若し果て一點私をる所ありて申上候事、候とて、天地神明の罰、決して免るゝ所はあらば、偏に為天下為邦家速に御雄斷被仰付度、懇願慨切の至に不堪奉存候、誠

恐誠惶頓首百拜、

甲子九月

十三日 差出

野村靖之助白

翌十四日此建言を嘉納せられ御飯を賜りたり、尋て諸隊より又左の書を上りたり

本月六日同八日同十二日及野村靖之助より以上四通の建白、孰きも御國是御確定、尚又廟堂御一新の儀、利害得失、區々の微衷申上候處、一々御採用可被為在段、被仰聞、一統感涙罷在候、不日御實行の舉り候をのみ相待、最早廿日の餘に及び申候、御國家御重大の事ゆゑ、素より丁寧及復申上候迄も無御坐候、就中監物様御出府被遊候に付ては、是非善惡とも、御參謀可被為在候へども、御英斷の外

有之間敷と奉存候、元來一昨年來、朝廷の御基本、海内の形勢、愚夫愚婦迄も傳承仕、御兩殿様の御趣意奉體し罷在候様奉考候、當今天下を擧て愚考仕候、實は一大強國と奉存候、何とかれ、二百餘年偷安の風習難去、徒ら夷蠻の術中、陥り候折柄、御兩國は於て、既は昨年攘夷御手始被遊候よりして、士民何とかく死地に入申候、折角死地に入候士民を以て、彼偷安の敵國懼るゝ不足る者聊々無御坐、先達ても建白仕候通り、乍恐御踟躕無之様肝要は奉存候、箇様再三申上、壯年血氣よりして徒ら、好戦候様、思召の程も奉恐入候へども、幕府多年の暴政、萬民塗炭の苦み、終は天朝蔑如の極、素よ

り被遊御洞察、不被為忍儀よりして、御祖宗様以來の御宿志、今日に至り御奮發被為在候事ゆゑ、今更御踟躕被遊候様にて、却て御忠孝は被為拘候様有御坐間敷哉と、一統愚考仕候、不顧忌諱再應申上候も、實は奉恐入候へども、只管御功業之御成否奉伺度、悲泣之餘、區々の微衷、建白仕候、誠恐誠惶頓首、  
甲子九月十九日 差出  
奇兵隊中  
齊懲隊中  
集義隊中  
御楯隊中

九月二十五日君前の會議、於て正議俗論の兩黨激論、遂は夜に入り、井上聞多井上ハ時おり小も其席郡代官役



より列力を極めて正議を主張し俗論を排斥せり退散の歸途圓龍寺山口讚門前より於て何人とも知まじく之を要撃して重傷を負たせり圓龍寺は曩日より俗論黨が屯集する所なれば此要撃も亦此輩の所為なるべしと察せらるるなり又政務役麻田公輔の時勢の容易ふらざるを察し遺書して割腹せり既にして江戸より歸りたる者の報を聞くに幕府は二十一諸侯に令をるるに防長追討の事を以て各自の藩地より於て出陣の兵備を整へ以て指揮を待たむるの趣あり時勢如此なるを以て奇兵隊は又左の書を上りり、  
去年八月會薩の二奸勿體ふくも朝廷を奉壅塞

より以來年來被為盡候御誠意も貫徹不仕日夜御寢食も不被為安御煩慮被遊候次第臣子の情如何にも切齒悲泣の餘り不圖も當秋京師の變動立至り御誠意貫徹不仕のみならず終に朝敵の名をも被為蒙且馬關も一個の攘夷と相成不得止戦講和の御策略立至り候へども天朝へ御忠節幕府へ御信義御先祖様へ御孝道よて尊王攘夷の御誠意不被為霽ては不相濟儀は御坐候へども二奸の益朝廷を壅塞し幕威を假り朝命を矯制し種々の邪謀を以て我廟議を動揺させ人心を離間し其上より列藩の兵を以て已が十分の慾を逞くする手段は可有之儀は明々彰々と可申

既<sub>レ</sub>先月晦日<sub>ニ</sub>被<sub>レ</sub>仰出候御直書<sub>ニ</sub>て、御國論御確定仕<sub>リ</sub>居<sub>リ</sub>候へども、三大夫の身の上容易<sub>ニ</sub>御處置被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>遊間敷様奉<sub>レ</sub>存候、乍恐<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>朝廷、二奸御擯斥無<sub>レ</sub>之内、如何計<sub>リ</sub>御手を被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>盡候ても、御誠意被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>霽候期、ハ毛頭有<sub>レ</sub>御坐間敷、幾重も外<sub>ニ</sub>御恭順、内益御充實、素より大割據の勢<sub>ニ</sub>無<sub>レ</sub>之て、ハ相成申間敷、依<sub>レ</sub>之御策畧を以<sub>テ</sub>、三太夫御救助の御處置不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>廻候て、ハ國內紛亂も難計<sub>シ</sub>て、内益充實と申所<sub>ニ</sub>相叶<sub>ヒ</sub>申間敷候、何とふま<sub>ハ</sub>則ち賊兵襲來の節、彼家來の者共、必死敵愾の氣節を以<sub>テ</sub>、御役<sub>ニ</sub>立と不<sub>レ</sub>立と、ハ御國の兵力<sub>ニ</sub>關係仕候所、不容易儀<sub>ニ</sub>ハ有<sub>レ</sub>御坐間敷哉、是等の儀、私共區々言上仕候までも

無御坐候へとも、不戰<sub>シ</sub>て人の兵を屈するの謂<sub>ニ</sub>て、不識不知奸賊の術中<sub>ニ</sub>陥<sub>リ</sub>候て、ハ死<sub>シ</sub>て地下<sub>ニ</sub>瞑目も不得<sub>レ</sub>仕、残念無窮、此儀篤と御熟考被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>遊候様、伏<sub>テ</sub>奉<sub>レ</sub>願候、誠恐誠惶頓首々々、

甲子九月廿九日 差出

奇兵隊中

此時<sub>ニ</sub>當<sub>リ</sub>君公<sub>ハ</sub>既<sub>ニ</sub>谷論黨の為<sub>メ</sub>擁<sub>セ</sub>られ人、心鎮撫と稱<sub>シ</sub>十月三日を以<sub>テ</sub>強<sub>ク</sub>駕を萩<sub>ニ</sub>轉<sub>セ</sub>られ有<sub>レ</sub>司も亦俗論黨中<sub>ヨリ</sub>登庸せら<sub>レ</sub>き、さ<sub>レ</sub>奇兵隊<sub>ハ</sub>野村と共<sub>ニ</sub>世子君<sub>ニ</sub>謁<sub>シ</sub>建<sub>シ</sub>言<sub>シ</sub>て曰<sub>ク</sub>

不顧忌諱、昧死奉言上候、先日御兩殿様萩表<sub>ニ</sub>御出被<sub>レ</sub>遊候御儀、素より御國是御動搖<sub>ハ</sub>無<sub>レ</sub>之、彌<sub>ニ</sub>以<sub>テ</sub>御確定被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>遊、俗論御鎮壓の為<sub>メ</sub>御出被<sub>レ</sub>遊候<sub>ニ</sub>付、

諸隊とも鎮靜し差控罷在候様被仰聞、謹て奉得其旨候、然る處今般政府御人撰の次第ハ乍恐如何の御事、被為在候哉、俗論御鎮壓ふて無之、全く俗論御用の被為遊候御事、御國是御動搖無之とも難申、長歎悲泣の至、不堪奉存候、元來此間の勢ハ、實以て神州の御大事、御國の存亡、係り候事、上下一致、屹度御偉業相立不申てハ、不相叶候御大事の次第、諸沸騰仕候者共、追々御督責被為遊候て、猶頑陋申出候ハ、其者とも先祖へ對し候ても國家を誤候事を、君上へ奉勸候てハ、不相濟、尚亦乍恐御先靈様へ御對し被為遊、家國を誤り候者ども御登用被為在候てハ、不相濟、況や亦天下の笑を請け

神千歳の辱を取候のみふらば天地鬼神の恨も不少、臣子の至情、悲憤激切の至、不堪奉存候、乍併御兩殿様とも追々被仰聞候御旨も有之、今般の儀、深重の思召も可被為在歟と奉存候へども、右様御正義日々、萎靡仕候様、よてハ、諸隊一統、苦思煩慮、不堪罷在候、何卒追々被仰聞候通、確乎不抜の御國是速に相定り、國家萬古の遺憾、不存候様、偏に御雄斷を以て、政府の者共、己前の通、全く以て御登用被為遊、俗論黨、屹度嚴謹被仰付、賞罰嚴明、御國威四海、通徹仕候様、伏て奉懇願候、誠恐誠惶頓首、  
甲子十月 三日出  
奇兵隊 中  
野村 靖之助

已よりて世子君も亦遂に其翌日萩に赴り、噫  
局面の一變するや此に至り。予は竊に謂へらく奇  
兵隊が曩に小瀬川口の先鋒とらんことを豫期し、  
るも内訌已に此に至るを以て先づ内訌戡定の策を  
ふし然る後、外事に従わざる可うらばと因て屯陣  
の地形を案むるに三田尻の上國往來の官道に接近  
して動もまきば諸人の注目を惹くの恐あり、之を反  
して徳地の防州の山間に位も兵を國境に出さ  
は於て又山口に來往するに於て兩ふから其便ある  
を以て十月五日藤村太郎大石雄太郎を率ゐ石州國  
境に至るまでの地形を視察し十一日三田尻に歸り  
轉營の議を決し廿日三田尻を引揚げて徳地に轉營

し、予は御所帶方頭人北條瀨兵衛が山口に駐れ  
るに面會し奇兵隊一年分の給與を一時に交付せん  
ことを請ひ之を得て直に徳地に赴けり是を政府の  
有司が未だ全く俗論黨に變更し盡さざる前、非ざ  
まば得べからざるを以てかり又前田其他一二の有  
司も亦山口に滞在するを以て予は窺ひ之に面會し  
事急ふるときは來て奇兵隊に倚るべきを約し、是  
はより先き徳地に轉營するの初二日岩國侯の宮市  
驛を通行せらるゝに會屯、仍て面謁を乞ひ書を上り  
て情を陳して曰く

戊午以來 御兩殿様 朝廷の玉意を御體に被遊  
皇國一和の御基本御立被遊度 天朝幕府の御間

懐徳記 卷之二  
へ御周旋被遊、天下の諸侯も先づ攘夷の御先鋒被遊、朝廷より監察使迄被差下候處、八月變動以後、奸賊の雲霧、朝廷を蔽掩し、剩へ征伐の議を興し、逆焰愈盛し候へども、御兩殿様御誠意益明白にて、乍恐上ハ九重の天心を動し、下ハ閭巷の愚婦まで御國を感戴仕候事、偏も御正義のいふを所し候へども、抑、洞春公及び元春、隆景二公の御陰助と乍恐奉存候、古へより忠義の侯伯、一時讒誣を被り、人衆勝天候とも、苟も正議不撓所守不變候へハ必然天定勝人の時至り、今日何を畏ま何を憚り、一定の國是を變ず、奸賊の術中ニ陥り可申哉、方今の急務、外ハ寂然無聲の體を示し、内ハ御兩殿様

の御誠意を擴充し、政體を正し、武備を備め、闔國同心戮力、以逸待勞、攻守の變も處し候も、奸賊無實の名を以て、御國を誣候へども、頭を隠せば尾を露し、人心不服候ゆゑ、畢竟烏合の兵、遠地の勞も不堪、必む自ら罷敝廢潰可仕、曠日彌久の間、天下正義の諸侯互も起て相應と可申、左候てこそ御國の正氣千秋を貫き、朝廷への御恭順御祖宗様への御孝道御立被遊候御儀と奉存候、右の趣意を以て是迄追々建言仕候處、御採用被下置候様被仰出、難有奉存候、先日以来、監物様御自任御周旋被遊、不日正邪分明、廟謨一定被遊候儀と奉企望候處、御兩殿様御歸萩被為遊、今以御歸山無之、御實行御揚

げ被遊の外、乍憚無御坐様奉存候處、誠も以て疑惑の至も奉存候、今日外ハ恭順の説を唱へ、内ハ畏縮の口を隠し、一身の私を挾み、正人を推倒し、眼前の苟安を謀り、御國の安危を不顧、畏戰候心より、終ハ御兩國を以て奸賊ハ餌し候の素謀有之候者多ク相生ト、不忠不義の至り絶言語候、萬一其等の説ハ御傾聽被遊、御國論御動揺相成候てハ、天下ハ對し御面目も無之、去年以來振興の兵氣も一時ハ解散し、其極粗暴の沸騰を致し候ハ、必然の勢ト奉存候、此度御歸邑被遊候由奉承候、定て御議論も御一定被遊候事ト奉存候間、御周旋の御趣意奉承度奉存候、今日天下の形勢を熟覽仕候處、忠義の諸侯伯

御國の舉動ハ御依頼被成候御方も不少、既ハ御國近日の議論を御聞被成候て、残念の至りと被仰候御方も有之候様承り候、若し今日ハ至り御確定の御國是を御變動とも有之てハ、奸賊の術中ハ陷り候のみならず、正義諸侯伯の憤を受け、天下皆敵と相成可申候、監物様今日の御變動ハ兩國の存亡相決候儀ト乍恐奉存候間、不顧唐突奉伺候以上、

十月十八日

奇兵隊

是時ハ方り岩國侯の左台ハ常ハ俗論黨の擁護をるありて予輩の陳情ハ言論と書疏とを問を以到底貫徹すべきの途ふしと推測せられと、廿七日高杉ハ萩を脱して山口ハ到り井上聞多の負

傷を訪問し直に徳地の本營に來り予は會して將來の方策を議し三更に至る故今して云く

やりの火の影をくえる今宵は邪

と僅々十七字の俳句の實は當夜の情景を寫しとりと謂ふべし夜將に明けんとし予は高杉は伊藤傳之助を附屬せしめ富海に出で早船に乗じて馬關に至らしめたり斯くて高杉は白石正一郎を訪ひ遂に筑前に至り潜伏して以て時機の到るを待てり蓋し此間大に計畫せしことふるべし而して總督赤根武人ハ三田尻到着以來歸省して國難に關係せざる者の如し  
此時は當て五卿の尚山口に在りしも唯數輩有志の

訪問あるのみ而して萩城に於ては俗論黨日益其勢を得て跋扈し正義の諸人を黜け己等之に代りて政權を擅ましめし志士を捕縛し兩公を擁し遂に幕府より要求する所の三件即ち山口城を破毀する事五卿を引渡す事諸隊を解く事を實行せんとし剩へ社稷を重しとむると云ふを口實に籍き封土の何程削らるゝも毛利家の名跡を存する以上の唯幕府に之を従えんとするに意を決し假令兩公の身上に言ふ可からざるの禍害あるも顧みず只妻子を安んずト禄位を保つの外は他念あることふし而して之は雷同附和を重んずる輩は互に相結合して其首領等を聲援し従はざる者はいか或は説諭し或は恐嚇し以て己の

黨勢を固く、諸隊と相頡頑せんと試み外、向て偏に哀訴歎願を是と主として専ら恭順謹慎の状を粧ひ、君側の如きも盡く舊時の人物を斥けて新に其黨中より推薦し、其服制の如きも割羽織筒袖括り袴紺足袋を禁じて丸羽織平袴白足袋と為し、強て太平無事の姿を飾り言語應對に至りても天下の形勢國家の事情等の語ハ一人も之を口より發する者なく暑寒風雨鴉鳴雀噪等尋常の瑣話平語を以て得意の政策とふせり、如此國情は變遷せしを以て諸隊兵士父兄も其子弟の隊中に在るを欲せば往々書を投じて歸款を促すものあり、故に德地は轉營するや嚴正の規律を設け一人も猥りは外出するを許さば書狀

の到着するや其隊長の檢視を経て當人は接授せしむ又隊中は諭示して曰く、  
一禮讓を本とし、人心は背らざる様肝要とるべく候、  
禮讓とし、尊卑の等を亂さば、其分を守り、諸事身勝手無之、眞實丁寧にして、心むりふまじき儀無之様い、候事、

一農業の妨げ少しもいさまなく猥り、農家は立寄べからば、牛馬等小道に出遇候はば、道べりよけ、速に通行いささせ可申、田畑たとひ植付無之候處、  
一山林の竹木樵楮ハ不及申、道べりの草木等、  
一伐り取申まなく、人家の果物鶏犬等を奪ひ候杯ハ



以ての外は候

一 言葉等尤叮嚀は取あつらひ、聊かもいりつがまゝ  
 き儀無之、人より相しとみ候様、いとまべき事  
 一 衣服其外の制、素より質素肝要は候  
 一 郷勇隊の者、木のづから撃劍場へ罷出、農家の小  
 一 兒は學校へも参り、教を受け候様、おつけ申べく候  
 事

一 強き敵は百萬といへども、たろまは、弱き民は一人  
 と雖も、木それ候事、武道の本意といさし候事、  
 己は前文は述べたる如く、諸隊は屢、兩公は建白して  
 時事を痛論し、速は駕を山口は還し、國是を變更せざ  
 らんことを陳請し、とり、然まとも只人心鎮壓の為め

暫く萩城は赴き、くまでて決して國是を變更せざる  
 とい非むとの温諭は止まりて、毫も採納の實を見ず  
 是皆君側の姦徒が君公を擁蔽して、諸隊の精神を上  
 通せざるの致を所ふり情勢此のおとくふるを以て  
 防長二州少數志士の外の皆俗論は與して外、ふら幕  
 兵の來りて我は迫る者あるも、其難は當るの精神ふ  
 く正議の言論は盡く聽かざりて、有志の諸隊は皆  
 孤立して據るべき所ふし、今日の事たる唯一片の誠  
 心を貫き、防長二州の為めは、弔ひ合戦を為し、以て國  
 是の挽回を、おろみ而して人事の盡くるは、いたら  
 ば斃れて止むの外あることか、然れどもこれを為  
 せよ、は正當の順序を踐まざるべからば、と思惟し、

るを以て予ハ乃ち山口大神宮及洞春公の神靈ニ祈  
願シ斷食參籠して以て其目的を貫徹せしむべきの  
意を決シ其建議草案を起さん為め陣中の喧囂を  
避け十一月朔長三洲と共に宮市に至り藤村樓ニ投  
トたり。偶海軍局の總督松島剛藏の來るニ會を松島  
ハ局務を終るの後其夕再び此樓ニ來り久し振りに  
天下の事を談むべしと約し去りけるが暫くして又  
來り樓の階段の央ニ佇立し首を延べて予を呼びて  
曰く急使山口より來て余を召す當之ニ赴くべし  
と予ハ之を聞き驚き止めて曰く足下若し山口ニ赴  
らば恐らくハ再會の日無かるべし必む行くべし  
に松島曰く否々余が罪を得るも遠流ニ過ぎるべし

と予ハ尚固く之を止めしれども遂ニ聽らばして去  
るを果せる哉松島ハ山口を経て萩ニ至り投獄せら  
れたり予ハ此夜建議書の稿を卒へて枕ニ就きし  
夜半を過ぎて世木騎六隊中より馳至り報して曰く  
福田俠平山口より來る急ニ歸陣せられよと乃ち天  
明宮市を發し直ニ徳地ニ歸り福田を見て曰く大事  
ありや福田曰く俗論黨の勢力日ニ熾しして兩君公  
ハ還駕せられば地方代官の如きも正義黨の者ハ  
之を罷め俗論黨中の者をして之ニ代らしむ形勢此  
の如くふれば直ニ諸隊を合して公卿を奉り奥阿武  
郡須佐ニ退き時機を観察し以て事を擧ぐるニ如く  
に須佐ハ益田大夫の采地にして民心歸從の便あれ

此地は於て兵力を養ひ戦畧を定め以て事を為さ  
 ば必を濟ることあらん此事ハ野村靖之助と共に謀  
 り三條公其他は上陳し已に決議せりと野村は公卿  
は附せられ  
他藩人の公卿は謁見する者の應接等も任じたり予  
公卿の議論京師の情勢等を通報するを務めたり予  
 之を聞き且驚き且憂へ之は告げて曰く今日の事  
 ざる只斃きて止まんのみ即ち干戈を以て君側の奸  
 を除き以て國是を挽回するは在り然るは奥阿武郡  
 ハ長州最北の一隅なり此は割據するに甚ど得策は  
 非は運搬其他百事不便を極め天下の情勢をも察知  
 するを得ざるを以て言ふは其地は入るに復と再舉  
 するの望ふのみならず之を守るも亦守る可から  
 ば遂に民家は隠れて屠腹して死するの外ありるべ

予ハ熟々此事情を推考して國是挽回の一策を草  
 せり宜しく一讀せらるべし然れども須佐は退去を  
 するの議已に公卿は上陳して決定したる上ハ之を變  
 更するは由ふらん已むを得んは先づ其議は從  
 ひ更は方畧を講むるの一途あるのみと、福田は予が  
 草案を讀み膝を拍て曰く目下の事此策は出でざる  
 可うらば山口の議ハ已に決したるも尚變更するを  
 得べし予曰く恐らくハ難うらん、福田曰く否々必其  
 事を遂げん請ふ余が為を所を見よと直は馬は策て  
 去き、福田ハ磊々落々剛毅として卓見あるの士か  
 り既は公卿は上陳して決定したる退去の議を變更  
 するは容易は行はるべしと思はれざるも福

田が決然之は任とる以上ハ或ハ幸ハ行をる、事  
も有らん乎と予ハ一縷の望を此ハ繋ぎとリ、當時の事情ハ  
行むバ福田難らざレ何れの策ハ決をるも出陣をざ  
るべからざレバ輜重其他の準備をふとる處ハ福  
田ハ山口より書を寄せて曰く公卿も君の策を以て  
可とせられ前議を變更をるハ決とまバ其方向を  
以て策を運らまへ山口の諸隊會議所マても君の  
草案ハ對し更ハ異議を立る者ふと、仍て予ハ諸隊  
ハ告知するハ此策を以て一日を期して諸隊齊しく  
發をるの約を定め我ガ各隊長を集め之を實行をる  
の手續を議し狙撃隊長藤村太郎を以て參籠者の一  
人とし諸隊へも之を通知せり

斯くて十一月四日早天總軍出發の令を傳へ一同暮  
食結束し隊伍を整へ徳地の陣營を發し山口ハ向ひ  
たり、此日や天晴き寒甚しく霜華凝結して屋瓦皆白  
し一軍の士氣凜然として慷慨憂國の念面目ハ溢ま  
たり、蓋し此よりして愈身を逆境ハ措き以て百難ハ  
當るの初めふればふり今日より之を回憶するも猶  
人をして奮起せしむるものあるガ如し、然るハ山口  
町奉行ハ俗論黨の一人ふるを以て若し之ハ告げ豫  
め相當の地を借り屯營と爲まの備を設くることあ  
らば其事の爲めハ漏洩せんことを恐ま奇兵隊ハ直  
ハ常榮寺ハ入り之ハ屯せんと欲し同寺ハ到る、然る  
ハ同寺ハ政府の武器庫と為りときハ強て之を屯營

とふまときい多少の混雜を生ずるも測りがとけれ  
ば更退て古熊の永福寺を以て我本營と為し令を  
下して大に全隊を戒飭し糧食等ハ庄屋其他は囑托  
供給せしめざるは皆快く承諾して實は豫想の外は  
出でたり此夜山口滞在の執政浦鞆負は依り建白書  
を兩公の覽は供せんことを請ふ此際元奇兵隊總督  
瀧彌太郎ハ本營に  
來り中返をふりて縛翌五日豫め謀りしが如く諸隊  
せらば獄に入らり  
總代二人御奇兵隊  
御櫓隊より一人をして太神宮及常榮寺小  
參籠せしめ皆麻上下を著し之は護衛兵五十人を附  
しより而して建白書の寫しを以て在山口兩公夫人  
の邸に奉呈し且つ決して粗暴の行為ふき旨を陳述  
しより建白書の文は曰く

微臣等昧死頓首謹て奉申上候微臣等庸劣情弱乍  
恐君上御憂慮の日は當り身國難は殉むること  
能はば苟且偷生居り候事罪不容死鴻恩寛容報む  
るは所ふし區々の微衷不能黙止屢大威を犯し奉  
り深奉恐入候先月以來數度の上書乍恐國家の御  
大事今日は在りと奉存候間至愚の謀策建言仕候  
處御採用の命を蒙り且御國是ハ萬々御動揺不被  
遊候間決して無氣遣鎮靜可罷在候と懇々御開諭被  
仰付不堪恐懼之至謹て御實行御舉被遊候を奉待  
候處御兩殿様無程御歸萩被遊候事既は闔國の  
人心を動かし視聽を驚かし候上近日の御處置は  
至り候てハ乍恐臣等の解せざる所疑惑の至は奉

存候、今日天朝への御恭順、四境の賊軍を御待被遊候御大策ハ、八月晦日被仰出候御直書の趣御決意被為遊、且微臣等追々奉申上候所は御座候へバ、再三不及陳述、御國是毫釐も御動搖無之、不愧天地の御至誠を以て、二州を御顧不被遊の正義を張り、廟堂の委任を專より、方興の士氣を振勵し、主客の形老壯の勢を審より、眼前の小勝敗は拘はらば、天下萬世の公論を恃み、確然御守被遊候も、天日未墜地、天祖の威、御祖宗様の靈、御照鑒被遊、御開運の期、斷然無疑奉存候、若又一時の小挫折を以て、十年の御國是御變動有之候程は候ハ、たとひ萬紙の起請を奉り、千人の頭顱を獻り、御詫被遊候

とも、奸賊一點の仁心なく、君門九重の深に在り、決して御兩國の亡滅は損益無之候、君上の御處置、洞春公の御遺志は違ひ、名義を御失ひ被遊候儀有之候も、二百年恩波は浴し飽食煖衣大祿を費し候諸臣、死を以ても御諫申上、天地は御愧不被遊様可致の處、八月十五日同晦日被仰出候御直書の趣は、てい、内外多難の時に至り候ても、確然不動の御趣意は被為在候は、却て妄誕の邪説を唱へ、御恭順の名を假り、偷安の心、貪權の私を成さんと、其心を推究むるは、乍恐、御兩殿様は迄罪を歸し奉り、御兩國の生靈を以て、悉く奸賊の手は歸し候ても、其一身の安を謀り候儀と洞察仕候、堂々たる二州

の地を以て、御祖宗様以來三百年養士の報、賣國謀身、其君を大難に陥れ奉るの外無之、實は痛憤切齒に不堪奉存候、今日の御新政を奉伺候は、御直書之御趣意に違ひ、萬事監物様へ御委任相成、舊來之諸有司を罷黜し、昨年以來俗論を以て罪を得候者共、次第に御採用相成事、不堪恐懼の次第と奉存候、御歸萩の儀は、暫時俗論鎮靜の御為めとも被仰出候へとも、今日の御處置に至り候ては、如何程御國是に於ては、御變無之段御辨解被遊候とも、乍恐信服仕候者決して無之候、先日監物様御歸邑の節、於宮市拜謁仕、御兩殿様御趣意、監物様御周旋之御策奉伺候處、京師變動はつき、三大夫以下廟堂之

諸有司を罪し、天幕の間は御謝し被遊候との御事、乍恐三尺の小兒も、其非を知候程の御下策、決して御兩殿様御趣意は、無之儀と奉恐察候、元來奸賊征討の論を唱へ候は、去年八月は有之、既は手配迄相定居候位、今七月變動以後始て起り候事は、無之候へは、獨り三大夫は罪を御委ね被成候ては、不相濟、且京師の變は、奸賊と交鋒候のみにて、天朝へ對し御申譯無之儀は、決して無之候、たとひ御兩殿様正義御唱被遊候ても、奸賊天朝を壅蔽し、神州の國是を誤り候は、堂々の兵を以て先づ國賊を御討滅被遊、奉安宸襟候程の儀も、可有御坐候へは、交兵候とも一概は罪と申譯は、有之間敷候

不幸よして衆寡不敵挫折を取候故、俗論誣説を起し候へども、萬一京師の軍大勝を得て奸賊を微塵に致し候へば、其時の如何可有之候哉、勝敗の時運は有之、一度之挫折を以て定論は難仕候、然れば征討論は此節の儀は起り候事は無之候へば、三大夫以下を罪し御謝し被遊候とも、決して惻隱の心を生じ候儀は無之、愈我畏縮を侮り、我虚弱は乗と可申候、素より京師の變は君上御存知無之儀は候へども、其申譯の爲め、今日迄同心合力、患難を共に御凌被遊候諸臣を殺戮致し候へば、君上兼ての御仁徳とも御相違被遊候御處置、決して御趣意といふ不奉存候、必然讒佞の私忿より、奸賊の

深謀に陥り候儀、餘り無言申斐御儀と乍恐奉存候、既に御國是御變動、奸賊は御従ひ被遊候様にて、天朝への御忠節も廢人、前宸慮は不從、前議を不踐候て、幕府へも御信義相立不申、正義を忘却し、萬世の公論は背き、御家名の瑕瑾と相成候て、御祖宗様への御孝道も空敷相成り、兼々御兩國中へ御告諭被遊候御趣意、八月十五日晦日御決心の御直書も反古同様は相成り、御國民は信を御失ひ被遊候段、實以て不堪悲泣之至、存せんと欲して却て亡ひ、治めんと欲して却て亂を候へ、眼前の事と奉存候、諸隊解散の儀に至りては、最も無其謂事と奉存候、人材成育武備修整の第一の急務、他日大攘



夷の思召も無之、人材も御棄被遊候程にて、御國  
是御變動無之とい難申候、若又諸隊を被立置、兵を  
練り候て、御恭順の御趣意相立不申儀、候ハ、御  
兩國中の城郭を毀ち、武士ハ悉く甲冑を碎き、雙刀  
を脱し、御國中隅々迄一箇の武器も無之様、不被遊  
候て、御恭順ハ相成申間敷哉、俗論畏縮の徒、大  
節ハ臨み、如此妄説を唱へ、御國是を亂し候段、言語  
ハ絶候儀と奉存候へ、伏て願くハ、雷霆の御英斷  
を以て速に山口へ御歸り被遊、俗論邪説の者を御  
抑へ被遊、人材を成育し、武備を充實し、御國是愈、以  
て御確定被遊、是迄被仰出候御直書の趣、御踐行  
被遊候様、不堪懇願之至奉存候、古より人君ハ英斷

を以て主と為と承り候へ、一時の人情を拒ぎ  
兼ね、萬世の國辱を御取被遊候様有之候て、御兩  
國數十萬の生靈一日ハ消滅可仕候、楠左中將家世  
三代王事ハ死し、一族の血肉野草ハ塗し、家亡び國  
滅し候へども、萬世忠臣の鑑とふり、今至て猶生  
るが如し、尊氏朝ハ官軍とふり暮し、賊首と為り、天  
下の諸侯ハ諂諛し、終ハ將軍と為り候へども、後世  
人々其肉を食むんと欲し、高山彦九郎匹夫の身を  
以て其墓を鞭うつ至り候、正邪の分、曲直の辨、存  
亡ハ預り不申候、微臣等區々の微衷ハ堪へ、今日  
ハ至り手足を措く處無之、人窮して天ハ反るの誠  
を思ひ、謹て山口大神宮の社地、常榮公の御靈前ハ

參籠仕り泣涕流血御國論の恢復を奉祈請候一點  
の微誠御垂憐被下神慮君心御符合被遊候を  
バ微臣等ハ言ふ足らば御兩國の大幸天下の大  
幸と奉存候情意切迫言語忌諱は渉るを不顧干犯  
威嚴伏て奉待斧鉞候微臣等昧死恐懼謹て奉申上  
候

甲子十一月

奇兵隊 中

御楯隊 中

膺懲隊 中

游擊隊 中

八幡隊 中

其外同志 中

此書の款は達するや款の政府より諸隊總督其外  
頭立たる者を召したり諸隊ハ乃ち書面を以て總督  
其外の輩よりて隊を離れて此地を出發する時ハ諸  
隊の何時沸騰するやも測られば幸は八重垣隊其外  
同志の者共の款は在るものあまは是等を召させら  
れ命令せらるべし我等は於てハ精々諸隊を鎮撫し  
て以て後命を待ち奉る可き旨を申しとり是れ十一  
月七日の事ふりき

是より先き款は在る諸有志よりも予輩と同旨趣の  
書を上つること數回及べり其文は曰く

泣血頓首謹て奉言上候 神州の盛衰 御國の榮  
辱全く今日今時ハ有之誠は以て累卵の危よりも

甚しく一旦措置を誤候て、再び取返し候事決て  
難相成、臣子の至情激切の至は不堪奉存候、先年被  
仰出候通り、如何様御艱難被為在候とも、天朝へ  
の御忠節、幕府への御信義、御祖宗様への御孝道  
不被為立て、不相叶、況や當今の御處置は於て、  
盛衰榮辱、間髪を不容御時節と奉存候、然る處過日  
以來の御様子、を以て奉恐察候處、御模様聊御動揺  
無之とも難申、痛哭流涕の至は不堪、就ては不得止  
事、同志中の者申合せ、左の件々奉言上候、尚御様子  
奉伺候迄、一統差控、鎮靜は罷在候間、何分御雄斷  
を以て、早々御處置被仰付度奉願上候、  
一尊攘の大義、萬不可止、去秋薩會二奸、叡慮を擁し

敕詔を矯候始末、實以て神州の大事、癸丑以來種  
種御周旋被遊、去秋變動に至り候儀、奉敕始末の  
旨、大義分明、萬古不易、勿論の事は有之、先般闕下  
騷擾は付て、既は三大夫其外嚴重の慎みをも被  
仰付、天幕へ委細御申達相成、大義分明、露程も天  
地は御背き被為遊候事、無之候へば、大八洲はあ  
らん限り、岩木猪猿に至る迄、速は九重の雲霧  
を驅拂ひ、聖明の君、叡慮偏は四海は照徹ま  
ます様、盡くは盡さばて、不相叶候處、今般京師の  
一舉は付て、奸賊再び此機を時として、重て上下  
を誣ひ遮り、偏は己の意を逞うせんと欲し候折柄、  
一朝として正義萎靡、御國是變動致し候様にて

ハ、年來の御誠意徒々水の泡と相成候のみならず、神州の命脈全く地を拂ひ、天下の大事君臣の大義乍恐天朝への御忠節如何可被為在哉と恐惶の至、不堪奉存候、且又御當家様の御儀ハ、御門闕ハ不及申、乍恐監察使を始め奉り、數度の勅詔、且從來被仰立候條々も、今日全く反古同様と相成候儘、徒らに兇賊の威焰に壓せられ、畏縮因循にて御國是變轉仕り、既、天朝への御忠節、曖昧の御蹤跡、も相成、天下萬世の笑を請け、左候て社稷の存亡未だ不可知、乍恐御先靈様へ被為對、御孝道の御筋如何可被為在候哉、恐懼の至、不堪奉存候、尚又先般馬關講和の次第に付ても、速に内憂より驅

除き、神州一致の御功業、屹度相立不申てハ、不相叶、且去秋變動後ハ、諸藩とも紛々議論の最中、大義分明を以て追々御使者等被差立、御説得をも被為在候程の御事にて、今更御國是御動揺と申候てハ、實以て不相濟、頃日筑藩に於ても、黒田山城ふど流罪被申付候由、昔日ハ筑藩へ御説得、今日ハ却て吾藩へ説得致され候様にてハ、天下後世へ被為對、何の御面目候べき、何分内憂外患差迫り候折柄、大義幾重も御洞見被遊、奉教始末の旨、屹度千歳に御立貫き被為遊、先般被仰出候通り、御國是彌、以て御確定、決て御動揺有之候てハ、不相叶奉存候、一萩御在城の儀ハ、定て暫時の御事と奉存候處、既、

御滞在も數旬に及び猶此上急に御歸館被遊候御  
 模様も不奉伺、賊兵既に四境に差塞り候へば、款  
 御城の儀に敵衝の海岸、不虞の變何時も難計、乍恐  
 御身上の御安危も拘り候御場所も候處、偷安の  
 人情か、至危の地に被遊御坐候をも忘却仕候  
 て、不相濟且上様も於ても自然其情に被為引  
 候て、實以て社稷の御大事と奉存候、山口の儀に  
 南北の幅員も有之、且東西の中央に候へば、萬一の  
 節、御指揮十分は被為行届可申、尚地の利をも得候  
 へば、早々御歸館被為在度候、  
 一 監物様へ萬端御委任被遊候との御事、乍恐後來  
 御國政の隆替も關係不仕哉、安危存亡を同うを

るに、君臣一體の倫理に候へば、御國難の儀、吉川家  
 に於て争でり傍觀可被成哉、尚又御委任の有無に  
 依り、監物様の御盡力左まで厚薄深淺の差別も有  
 之間敷候、取分け追討の事に付、朝廷へ被為對候  
 大事件の儀、御任せ切に相成候て、第一御不敬に  
 相當り候へば、御家の外聞如何可有之哉、以來何  
 事よりらば、御直に御掛引被遊候て、諸藩の輕侮を  
 不被為受候様、篤と御熟慮被遊度候、  
 一 外御恭順、内益武備御充實と被仰出候へ、乃文武の  
 謂に相叶ひ居り可申と奉存候、然る處、内益武備充  
 實と申す所、十分は不被為行届候て、外御恭順の  
 御趣意も、因て相貫き申聞敷と奉存候、抑年來被為

懷舊言事 卷之二  
盡候處の御誠意、天地鬼神に對し、毫も殃咎被為受候廉無御坐候、且今上聖明の天子に被為在候へば、御誠意の所も終は相霽き可申、天下諸藩草莽の有志、諸國閭巷の小民に至る迄、御誠意の所盡く感服仕居不申もの、無御坐、只薩會等の暴威に惑ひ、其旗色を見て無是非進退仕る氣味も可有御坐と被相考候、尚又外御恭順を以て、御誠意の所、御辯解被為在度被思召候ても、薩會二奸の慾に、不奪に不厭候間、中々容易に折合申間敷候得共、武備充實、衆心一和仕り候へば、諸藩有志其外人氣渴望して、屬目する所も可有之と奉存候に付、幾重も内益武備御充實の所を、精々御配慮被為在候へば、年來

の御忠節御信義御孝道共は消滅、乍恐御家之御恥辱不過之、千歳之遺憾是事と奉存候、有文事者には必有武備と申候へば、内益武備充實に克々御味ひ萬萬嚴重御整被為遊度奉存候、

十月

此節巷説承り候へば、水製場は於て製造被仰付來候大小銃等新規製造に被差留候由、人氣彌發弛、賊威益盛熾、歎息の至は奉存候、今日の事悉く右様の風情に御坐候へば、不得止、又茲は奉申上候事

不憚忌諱奉言上候、先日箇條書を以て奉歎願候儀、如何御採用可被仰付候哉、早々御裁決被仰付候様

奉願上候、然る處、頃日傳承仕候へ、來月十一日を  
限り、追討使と號し、御國へ罷越候様子、有之、此一  
著御應接の次第、誠と以て國家存亡榮辱の秋、不容  
易事件、此度御廟算も不被為在候て、不相叶奉存  
候處、今般御黜陟被為遊候御次第、彼是御國是全く  
御變轉被為在候御模様、付て、誠と以て日夜痛  
心罷在り、臣子の至情、難默止、推て奉建白候、元來去  
秋八月奸賊、叡慮を擁し奉りしより、神州の命  
脉偏し御國に關係仕り、天下忠臣義士隨て振起仕  
り居り候處、今日御國是全く一變仕り、飄て奸賊一  
様、去八月後を眞の叡慮と、御遵奉被遊候様  
相成候て、日月晦蒙、天地否塞、千歳の後、乍恐不義

不忠の醜名、決て霽べからば候事、慷慨の至、不堪  
奉存候、然る處、當今天下の形勢、薩會兇賊の所業と  
ハ乍申第一、救命を擁し居り候事、致し方、かく如  
何様難題申掛け候とも、否や被仰出候て、不相濟  
且又神州の為め、暫時御膝を被屈候ハ、御國安穩  
よて、後來兵を養ひ食を足し、如何様の大崛起をも  
可被計との儀申上候者有之哉、御坐候へとも、是  
全く天下の形勢小暗く、偷安の情より、差起り候事  
よて、既に千歳の大義を誤り候上、奸賊は甘心する  
所、此膝一屈、決して再び伸び候ハ、思ひも寄らば、臣  
子一點の憾み空しく、山色は留り候のみよて、乍恐  
御國をして、幾久敷不義不忠に陥らしむるより、外

ハ無之痛哭悲泣の至ニ不堪奉存候就てハ今般追討使へ一應御應接御辯解の次第如何被仰出候哉斯道無二左の意を以て被仰出度奉存候去秋八月京師變動の儀實以て神州の大事委細奉敕始末其外追々致歎願候通有之候處先般諸藩浪士及び脱走の家來共天王山へ致屯集右父子の意を汲み歎願仕候様子相聞え自然暴動も難計家老國司信濃益田右衛門介福原越後等申合せ諸浪士一同不圖も輦下騷擾立至り候ハ付てハ國元ニ於て嚴重ニ慎申付置候段先般御届申上候通有之候尚又國司信濃へ軍令狀相授候儀ハ其節京師の状態狼藉の族も不少且

外夷襲來の事も有之旁以異變の節多人數の駈引武門の辱を受候様心得の為め相授候事有之候就てハ事實情縷是非曲直始末分明被遂御詮議度奉存候事

右様被仰出候ハ實以て公明正大毫も天地ニ御背き被為遊候御事ハ無之其餘無理非道ニ關入候ハハ聖明の睿念ハ決て無之速ニ斬除可被遊ハ勿論の事と奉存候然る處御兩殿様ニ於てハ追々被仰聞候旨も奉拜聽大義及時勢既ニ分明御洞見被為遊候へども畢竟君意未だ擴充不仕儀ハ樞機の職ニ當り候もの間々時勢ニ暗して御國を只安穩と計り思ふ心よりして終ニ儉安ニ



流を俗論隨て增長し、今日の如き正を排し邪を導  
き候様相成、爾後益多難の間、萬機は應ト候儀決て  
覺束かく杞憂の至は不堪罷在候、就ては千歳の大  
義を辨へ、當今の時勢は明りふるものを以て、政府  
の職員は御登用不被為遊候ては不相叶奉存候、僭  
越の罪奉恐入候へども、事變今日は差迫候て、乍恐  
君意を奉擴充候者一人として無之、不得止奉申上  
候間、先日建言仕候條々、合て御裁決被仰付候様奉  
願上候、誠惶誠懼頓首再拜、

月日

諸隊中

諸隊は已は山口に會せり先づ山口の人心如何を察  
するは頗る安堵して騷擾の景況なく獨り山口町奉

行は惶慌して舉措を失ひ屬吏をして轎を飛ぶさし  
め萩城に急報すること頃昔相望めり、十一日萩より  
は兩公の使者として毛利上野に副をるは山縣與一  
兵衛諫早已二郎等を以て山口に來らしむ此輩は  
皆丸羽織を著け平袴を穿てり諸隊よりは御堀耕助  
野村靖之助等之は應對したるは來使は君公の直書  
を持參して之を示せり其文は曰く  
此内以來、追々建言、令一覽候、此節奉對 天朝恭順  
第一は候間、鎮靜肝要之事は候、萬一於國內暴動有  
之候ては、深く恐入候儀、不忠至極は候間、動靜共可  
隨指揮、此旨能々於相心得、本懷之事は候、委細上  
野可申聞者也、

且つ告げて曰く抑先般禁闕を犯せるの事、天  
朝幕府に對して實に謂てまふき事件なれ、兩公は  
於ては謹慎恭順を盡し以て罪を謝せらるゝの外あ  
るへうらば故に兩公も山口を退き萩に閉居せられ  
り幕府より問罪の師至るあらば麻上下白足袋以  
て之を國境に迎へ謹んで其命を聽くべし決して粗暴  
不敬の舉動を為は可うらば如此時宜なるを以て諸  
隊長は於ても宜しく其旨を體し少壯過激の者を鎮  
撫すべし參籠祈願等も事甚だ不穩に涉るば速に解  
散し以て命を待つべしと、諸隊は謹んで之に對へて曰  
く兩公は忠節を天朝に盡し信義を幕府に重んじ  
玉ふふるに幕府は詔に違ひ兩公を讒訴し以て今

日あるを致せり兩公果して何の罪ある望むらく  
は宜しく速に山口に還駕せられて益々人心を固くし  
方向を定め以て國是を不拔に期せしめ玉ふべきな  
り又兩國士民とするもの此際臨みては千辛萬苦  
を忍び一に君宥を伸雪して國是を挽回するを勉め  
ざる可うらば徒らに畏避怯懦にして國辱を増すが  
如きは是を男兒の事は非ざるなり且夫れ甲を被り  
兵を執り以て國家を扞衛するは是れ臣子の本分な  
り謂まふ兵器を投じ袴襪を著け膝を敵の軍門に  
屈するは是れ吾輩の決して命を奉ずる能ざる所  
なりと堂々主意の在る所を辯じて大に使命に反對  
し遂に其局を結ぶに至らば其問答中に幕命にて兵

器を渡せとあらば如何と我より問ひたるは彼ハ已  
むを得ざるかりと答へ、問削封の命あらば如何答毛  
利氏の血食を千歳は絶つは勝るふり、問然らむ君公  
御父子様の御身上は言ふは忍びざるの命を下しと  
る時ハ果して如何ぞや答君を輕しとし社稷を重し  
とをるハ今日ハ在て實は止むを得ざるかりと、之を  
聞きて野村等ハ覺えは聲を發して驚き入ると呼び  
たり御堀ハ容を改め色を勵まして正使は向ひ上野  
殿ハいッゞ御考へかざる、やと問ひけむは上野ハ  
逡巡答ふる能はば、野村ハ大聲して曰く公等ハ國賊  
と謂ふべし決して君命を傳ふるの正使は非ざるふ  
り君公をして割腹せしむるを甘んずるものハ國賊

は非ばして何ぞや、御堀ハ語を續て曰く國賊を此儘  
は捨置くべきは非ざるも場所柄ふれハ暫く猶豫  
し且つ諸君の悔悟謝罪を待つと蹶起して俱は其席  
を去まり、上野等の正副使ハ恐怖して駕を命ずるは  
追かく夜は乗して山口を脱走し萩は歸りたり御堀  
等ハ歸途予の寓は會合して此事を議せり

懷舊記事 卷之二 終

懷舊記事第二卷終

